

提出書類一覧表

貸付決定後の返還猶予申請については、貸付決定通知の案内を参照のうえ申請してください。

返還猶予中は、御自身の状況に応じて、該当の書類を期限までに提出してください。

※「介護職員等」とは、介護職員その他主たる業務が介護等の業務である職員です。相談業務、施設長業務は含まれません。

※返還免除の対象となる従事先は、福岡県内の介護サービス施設・事業所です。障がい分野、児童分野等、他分野の施設・事業所は対象となりません。

※派遣での従事は免除対象となりません。

状況	提出書類
<p>ア 福岡県内（以下「県内」という。）において介護職員等の業務に従事中である。</p> <p>介護職員等の業務の従事期間が、免除要件期間（2年）を満たしていない。</p> <p>貸付決定時から従事先に変更はない。</p>	<p>①現況届（第21号）</p> <p>※従事先の押印（公印）が必要</p> <p>※休職期間がある場合は、「エ」の書類も提出すること。なお、休職期間（休職開始月の1日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない</p>
<p>イ 貸付決定時の従事先を退職し、退職した翌月から県内の再就職先で介護職員等の業務に従事中である。</p> <p>介護職員等の業務の従事期間が、免除要件期間（2年）を満たしていない。</p> <p>従事先変更等の届出を本会に行っていない。</p>	<p>①返還猶予申請書（第10号／申請理由「1」）</p> <p>…返還猶予申請期間は、《再就職した月の1日》から《本通知に記載の「返還猶予終了日」》まで</p> <p>②業務従事先変更届（第18号）</p> <p>③在職証明書その2（第24号／退職した従事先から取得）</p> <p>④在職証明書その1（第23号／再就職先から取得）</p> <p>※③④は従事先の押印（公印）が必要</p> <p>※休職期間がある場合は、「エ」の書類も提出すること。なお、休職期間（休職開始月の1日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない</p>
<p>ウ 貸付決定時の従事先を退職した。</p> <p>退職した翌月までに県内で介護職員等の業務に再就職できなかった。</p> <p>退職等の届出を本会に行っていない。</p>	<p>返還手続きとなります。</p> <p>まず、本会に御連絡ください。</p>

状況	提出書類
<p>エ 介護職員等の業務に従事している（していた）が、休職期間等が生じた。 本会にまだ届出を行っていない。</p>	<p>【休職中の場合】 ①休職、復職、停職届（第 17 号）</p> <p>【休職し、復職済みの場合】 ①休職、復職、停職届（第 17 号） ②返還猶予申請書（第 10 号／申請理由「1」） …申請期間は、《休職が終了した月の翌月 1 日》から《免除要件期間を満たす月の月末》まで</p> <p>※①は従事先の押印（公印）が必要 ※休職期間（休職開始月の 1 日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない</p>
<p>オ 県内で介護職員等の業務に従事していない</p>	<p>返還手続きとなります。 まず、本会に御連絡ください。</p>
<p>カ 借受人・連帯保証人の住所・氏名に変更があった場合</p>	<p>①住所、氏名変更届（第 16-1 号） ②住民票など変更事項を証明する書類</p>

【 返還免除（当然免除）手続き 】

状況	提出書類
<p>キ 県内において介護職員等の業務に免除要件期間（2年以上）従事した。 免除要件期間を満たすまで、休職・退職は生じていない。</p>	<p>①返還免除申請書（第 13 号／申請理由「1」） ②在職証明書その 1（第 23 号）</p> <p>※②は従事先の押印（公印）が必要 ※免除要件期間を満たした後に退職した場合は、①と在職証明書その 2（第 24 号）を提出 ※休職期間が生じた場合は、休職、復職、停職届（第 17 号）も提出すること。休職期間（休職開始月の 1 日から休職終了月の月末まで）は、免除要件期間として算定しない。</p>